

長崎県地学会誌

第 31 号

1979

(第100回 日曜地質巡検会記念特集号)

目 次	
第 100 回 日曜地質巡検会記念特別講演会	1
石灰藻化石の分類・生態及び地質学的意義	石島 渉 2
研究報告	
野母半島高浜からオーソコツァイト礫の発見	西村暉希 13
日曜地質巡検会記事	
九州自然歩道の地学 第1回 矢上一田川内一木場	鴨川信行 19
九州自然歩道の地学 第2回 古賀一花ノ木一久山	鴨川信行・吉岡一男 23
九州自然歩道の地学 第4回 佐世保市柚木上宇戸一烏帽子岳 (松浦玄武岩と相浦層群上部の観察)	小林 茂・芦原君栄 27
七釜鍾乳洞と石灰藻化石	渡辺博光 29
抄 録	
NESA Abstract 001 - 006	32
追 悼	
藤田健一先生を悼む	阪口和則 34
長崎県地学会会員名簿	35
長崎県地学会記事	
新入会員	12
昭和53年度 一般会計収支決算書	47
昭和53・54年度 日曜地質巡検会	47
昭和54・55年度 長崎県地学会役員	裏表紙ウラ

昭和54年10月
長崎県地学会

長崎県地学会会則

第1条（名称） 本会は長崎県地学会（Nagasaki Earth Science Association, 略称NE SA）と称する。

第2条（目的） 本会は主として長崎県の地学に関する科学的研究や調査を行なうと共に、その知識の普及や会員相互の親睦を図るを目的とする。

第3条（事業） 本会は第2条の目的を達するために、下記の事業を行なう。

1. 地質巡検・天体観測・気象測定・海洋調査などの見学会の実施
2. 長崎県下の特定の地学的対象に関する協同研究
3. 研究発表会・普及講演会・談話会などの集会の開催
4. 会誌の発行・資料の刊行配布・学術論文の紹介と文献類の入手の斡旋
5. その他の研究や地学教育に関する事業

第4条（組織） 本会は、長崎県の地学に関心を持つ会員で組織する。

第5条（会員） 会員は、名誉会員・賛助会員・正会員・学生会員およびクラブ会員の5種とする。会員は、第3条に規定した事業に参加することができる。

第6条（会費） 会員は、別に定められた会費を前納しなければならない。

第7条（総会） 総会は正会員をもって組織し、会長これを召集し、本会運営の基本方針を決定する。

第8条（役員） 本会の役員は、会長1名、副会長・理事及び監事各々若干名とする。理事は地区選出の理事と会長指名の若干名とする。役員の任期は2年とし、重任をさまたげない。

第9条（役員の任務） 会長は本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 理事は総会で決定した基本方針に従って当該地域での運営にたづさわる。また、総括的な会務を遂行するために、理事若干名で運営委員会を組織する。

4 監事は本会の会務・会計を監査する。

第10条（役員の選出） 会長・副会長は理事会が推薦する。

2 理事及び監事は正会員の中からえらぶ。

第11条（会則の変更） 会則の変更は、正会員の申し出により、運営委員会が審議し、総会に計って議決する。

第12条（会計年度） 会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終る。

附 則

1. 名誉会員は、地学に関する分野で特に顕著な功績があり、長崎県に関係の深い者を運営委員会が推薦する。

2. 賛助会員は第2条の目的を賛助し、附則第3項に定める賛助会費を納める個人または法人で、運営委員会で承認したものとする。

3. 会費は、次の区分に従う。但し、経常費でまかなえない場合には別途徴収することもある。

正会員・クラブ会員	年2,000円
学生会員	年1,000円
賛助会員	年1口 6,000円

名誉会員は会費の納入を要しない。

4. 地区割りは次のとおりとする。

長崎市（長崎地域）
西彼杵郡（西彼地域）
諫早市・北高来郡（諫早地域）
大村市・東彼杵郡（大村地域）
佐世保市（佐世保地域）
平戸市・松浦市・北松浦郡（県北地域）
島原市・南高来郡（島原地域）
対馬（対馬地域）
壱岐（壱岐地域）
福江市・南松浦郡（五島地域）
県外（県外地域）

5. 本会に、会計・庶務・編集などを担当する書記若干名をおく事ができる。

6. 本会の事務局は、長崎市文教町1-14 長崎大学教育学部地学教室におく。